

第三号様式



【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 1
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長 弁護士 石塚 洋之 長島・大野・常松法律事務所
【氏名又は名称】	
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	平成18年 6月 30日
【提出日】	平成18年 7月 11日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他

第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	セガサミーホールディングス株式会社
会社コード	6460
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	東京都港区東新橋一丁目9番2号

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	アーチザン・パートナーズ・リミテッド・パートナーシップ (Artisan Partners Limited Partnership)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国53202 ウィスコンシン州ミルウォーキー、ス威ート800、 ウィスコンシン・アヴェニュー875E
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

② 【個人の場合】

生年月日	—
職業	—
勤務先名称	—
勤務先住所	—

③【法人の場合】

設立年月日	1994年12月8日
代表者氏名	ジャネット・ディー・オルセン
代表者役職	提出者（大量保有者）のジェネラル・パートナーであるアーチザン・イン・ヴェストメント・コーポレーションのヴァイス・プレジデント
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	弁護士 鈴木 正人 長島・大野・常松法律事務所 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
電話番号	03-3288-7000

(2) 【保有目的】

純投資等

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）			13,379,464
新株予約権証券（株）	A	—	F
新株予約権付社債券（株）	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計（株）	K	L	M 13,379,464
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数（総数） (K+L+M-N)	O	13,379,464	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成18年6月20日現在)	Q 283,229,476
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(P+Q) × 100)	4.72
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	5.90

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

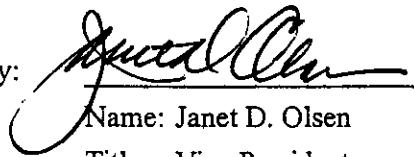
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Artisan Investment Corporation in the capacity of the general partner of Artisan Partners Limited Partnership, organized and existing under the laws of the State of Delaware, U.S.A., with its registered office at c/o Corporation Service Company, 2711 Centerville Road, Wilmington, Delaware 19808, U.S.A. (the "Company"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Hiroyuki Ishihizuka and Masato Suzuki, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, each a resident of Japan as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with full power of substitution and revocation and with the power to execute and file with the Director-General of the Kanto Local Financial Bureau, for and on behalf of the Company, the Reports and Notices described in Articles 27-23, 27-25 and 27-26 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports and Notices") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports and Notices.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Janet D. Olsen, this 16th day of December, 2004.

Artisan Investment Corporation in the capacity of the general partner of Artisan Partners Limited Partnership

By:



Name: Janet D. Olsen
Title: Vice President

[訳 文]

委 任 状

アメリカ合衆国デラウェア州法に準拠して設立され、存続し、アメリカ合衆国19808デラウェア州ウイルミントン、センターヴィル・ロード2711、コーポレーション・サービス・カンパニー気付に本店を有し、アーチザン・パートナーズ・リミテッド・パートナーシップ（「当社」）のジェネラル・パートナーであるアーチザン・インヴェストメント・コーポレーションは、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在 長島・大野・常松法律事務所の日本国在住の弁護士である石塚洋之および鈴木正人両氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して日本国証券取引法第27条の23、同法第27条の25及び同法第27条の26に定める報告書及び届出書（「報告書及び届出書」）を作成し、これを関東財務局長に提出すること及び報告書及び届出書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限、および復代理人を選任する権限を付与する。

上記の証として、当社は、2004年12月16日、ジャネット・ディー・オルセンをして本委任状に適法に署名せしめた。

アーチザン・パートナーズ・リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーであるアーチザン・インヴェストメント・コーポレーションにより署名する。

[署 名]

氏名： ジャネット・ディー・オルセン
肩書： ヴァイス・プレジデント

上記正訳いたしました。

弁護士 石塚 洋之

